

新旧対照表

(件名) 鳥羽市における再生可能エネルギー発電事業と自然環境等の保全との調和に関する条例（平成30年条例第1号）

| 改 正 案 （新）  | 現 行 （旧）  |
|--|--|
| <p>(適用事業)</p> <p>第3条 この条例の規定は、次に掲げる再生可能エネルギー発電設備に係る事業に適用する。ただし、建築物の屋根又は屋上で行う事業は、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 風力をエネルギー源とする発電設備のうち、高さが<u>10メートル以上</u>のもの又は海上を含む水域に設置するもの</p> <p>(3) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> | <p>(適用事業)</p> <p>第3条 この条例の規定は、次に掲げる再生可能エネルギー発電設備に係る事業に適用する。ただし、建築物の屋根又は屋上で行う事業は、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 風力をエネルギー源とする発電設備のうち、高さが<u>13メートル以上</u>のもの又は海上を含む水域に設置するもの</p> <p>(3) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> |